

電子見積・請求サービス 事業者説明会

令和6(2024)年1月29日・30日
栃木県会計局会計管理課

目次

- 1 電子見積・請求サービスの導入 …P. 3
- 2 電子見積・請求サービス概要 …P. 4
- 3 電子見積・請求サービス取引の流れ …P. 5
- 4 取引開始までの手順・スケジュール …P. 7
- 5 Q & A …P. 9
- 6 その他連絡事項 …P. 11

1 電子見積・請求サービスの導入

電子見積・請求サービス

令和6(2024)年4月からスタート！

B to B プラットフォーム
を利用し、クラウド上で見積書・請求書等のやり取りが可能

○どんなサービスですか？

・県とクラウド上で見積書・納品書・請求書等をやり取りすることができるサービスです。

○導入のメリットは？

- ・ペーパーレスの推進
- ・持参、郵送コストの削減
- ・開庁日・時間に関わらず、いつでも書類の提出が可能

2 電子見積・請求サービス概要

【利用開始時期】

令和6（2024）年4月分から見積依頼を開始します。

※一部3月分から先行導入

【対象となる取引】

主に物品等を購入する場合等で、見積書・納品書・請求書のやり取りを行う取引が対象です。

※上記以外の取引であっても、請求書のみ提出も可能です。

【サービスにより取引のできる県の所属】

原則全ての所属

※企業局のみ本サービスの対象外となります。

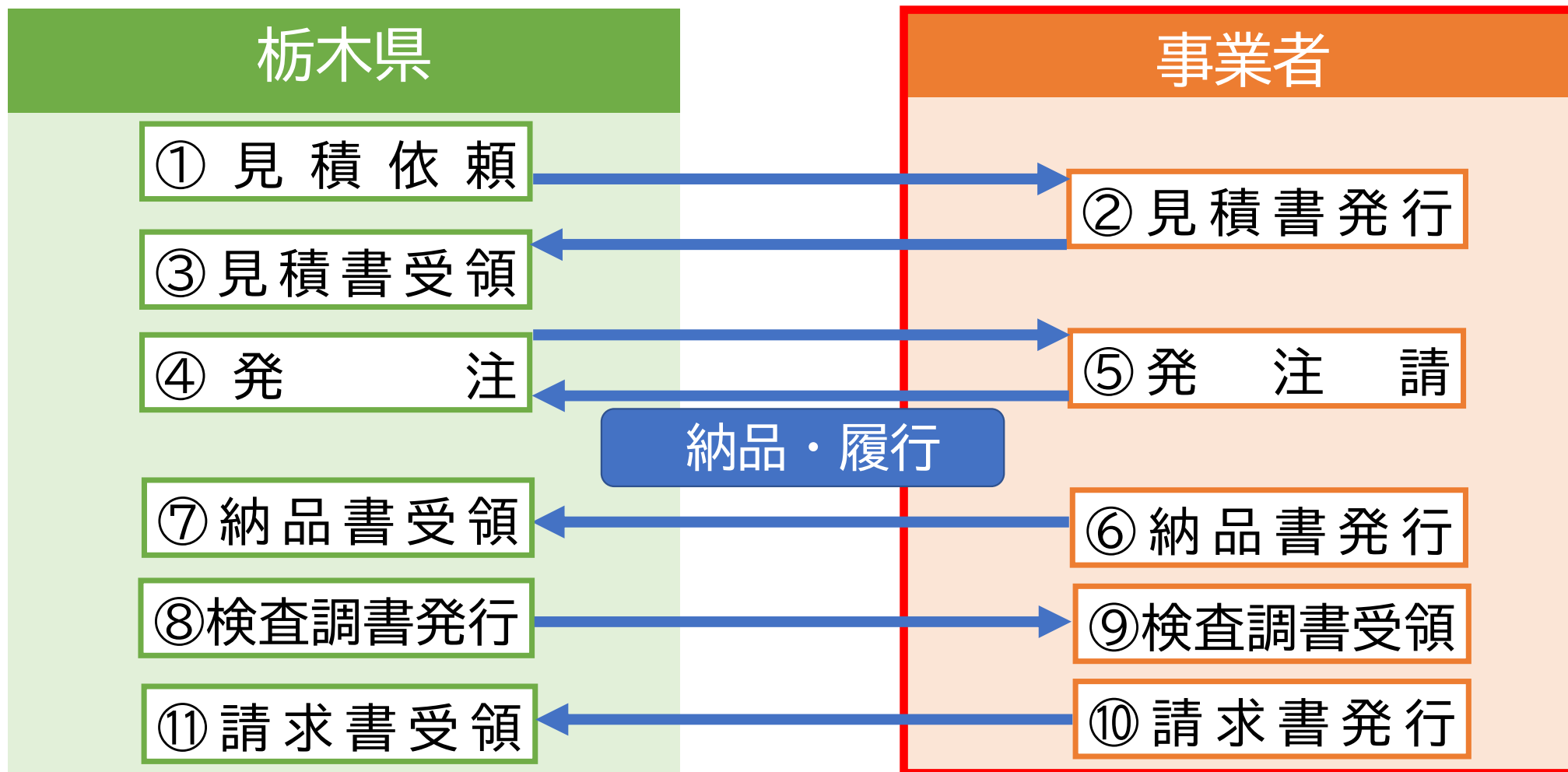
【費用負担について】

栃木県との取引（県の「見積依頼」から始まる取引又は事業者の「請求書発行」から始まる取引）におけるサービス利用料は原則無料となります。

※請求書発行時のアップロード機能などの拡張機能等の利用は有料となる場合があります。

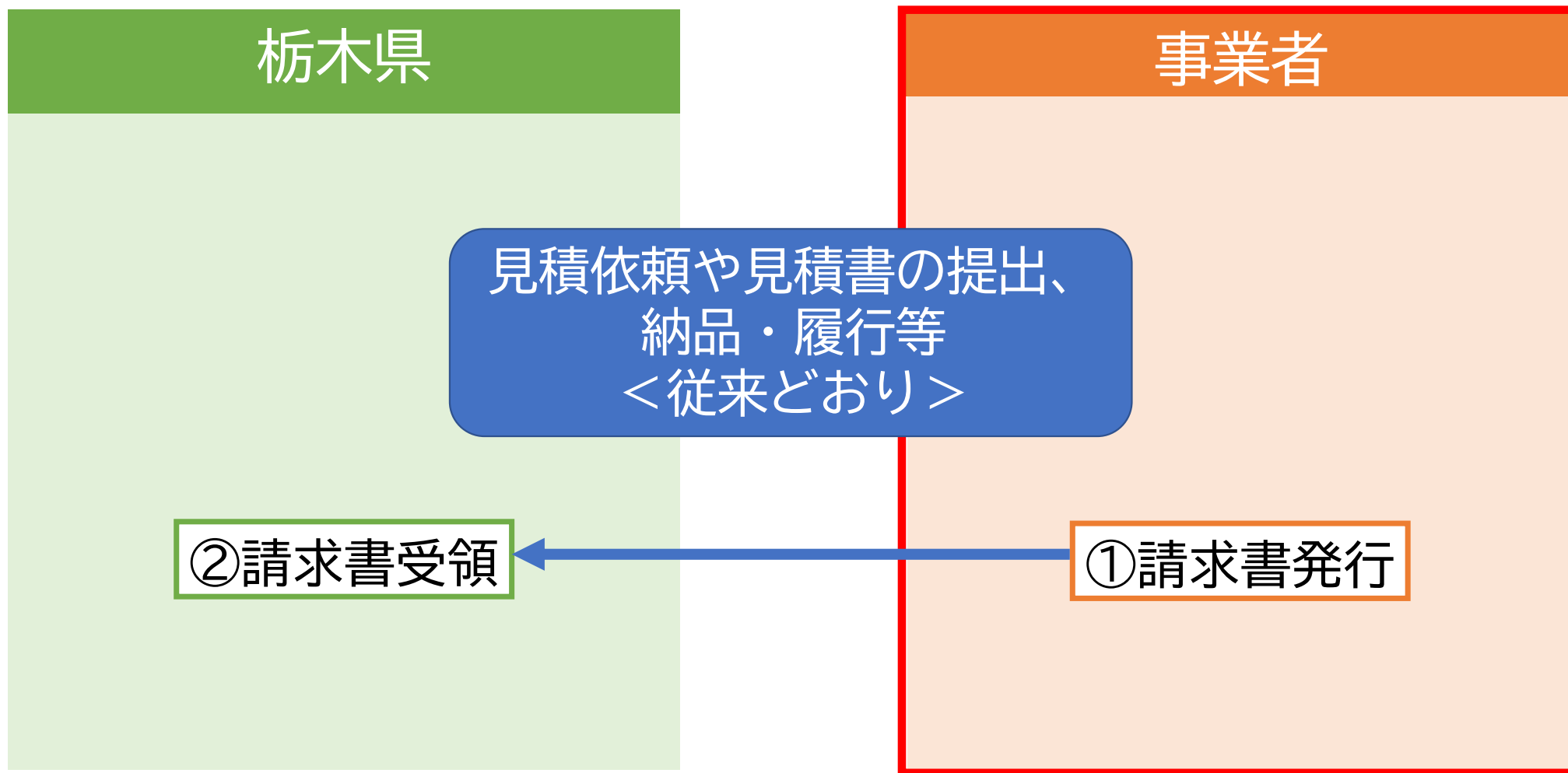
3 電子見積・請求サービス取引の流れ

(1) 県が電子見積・請求サービスで見積依頼を行う場合



3 電子見積・請求サービス取引の流れ

(2) 事業者が電子見積・請求サービスで請求書のみ発行する場合



4 取引開始までの手順・スケジュール

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 利用申請
[令和6年
1月31日~2月9日] | (1) 栃木県電子申請システムから電子見積・請求サービスの利用申請を行ってください。
※次スライド参照 |
| 2 | 県からの招待メール受信
[令和6年
2月13日or19日] | (2) 県から、利用申請で御回答頂いたメールアドレス宛に2月13日か19日のいずれかの日に招待メールを送付します。 |
| 3 | システム初期設定
[県からの招待メール
受信以降] | (3) 県の招待メール記載のURLから、ログインIDや会社情報等の設定をお願いします。 |
| 4 | 取引開始
[令和6年4月1日~]
※以降順次受付 | (4) 上記手順完了後、取引開始となります。 |

4 取引開始までの手順・スケジュール

1 利用申請 補足

申請フォームイメージ(抜粋)



栃木県 電子申請システム

電子見積・請求サービス利用申請について

電子見積・請求サービス利用申請について

申請者を入力してください。 **必須**

申請者の氏名又は法人名等を入力してください。

氏: 名:

法人名:

連絡先メールアドレス **必須**

担当者の連絡先メールアドレスを入力してください。

※こちらのメールアドレスに県からの招待メールをお送りします。

メールアドレス:

請求書の発行者となる法人名または屋号(漢字)を入力してください。 **必須**

電子見積・請求サービスに登録する法人名または屋号を全角で入力してください。

法人名等については、(特)等の略語を使用した表記をお断りします。

<例>株式会社栃木県

・栃木県電子申請システムからお申込ください。

【手続名】

電子見積・請求サービス利用申請について

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5938



・サービスで利用する法人等の名称や住所情報のほか、サービスで請求書を御提出いただいた際、県の支払処理に利用する口座情報等の必要事項を御記入いただきます。

5 Q&A

Q 電子見積・請求サービスの利用申請は必須ですか。

A 申請は任意ですが、利用について御協力をお願いします。

Qサービスの導入後、紙での提出はできなくなりますか。

A 従来どおり紙でも提出いただけますが、サービスの積極的な御利用をお願いします。

Qサービスの利用にあたって必要なものはありますか。

A PC等の端末、インターネット環境、メールアドレスの準備が必要です。

Q費用負担はありますか。

A 原則無料ですが、自社システムとの連携による請求書の一括発行や販売管理システムとの連携による自動発行等の拡張機能等、一部機能の御利用については有料となる場合があります。詳細については、サービス運営会社（株）インフォーマットまでお問合せください。

Q操作マニュアルはありますか。

A 2月9日以降、県ホームページに掲載しますのでダウンロードをお願いします。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeidx.html>)

5 Q&A

Q 利用申請の際に登録するメールアドレスは1事業者あたり1アドレスでしょうか。

A 利用申請の際に登録するメールアドレスは1事業者につき1アドレスとします。
担当者が複数いる等の理由で複数のアドレスを登録したい場合は、申請したメールアドレスで設定完了後、サービス内で「社員招待」を行うことにより追加が可能です。
※「社員招待」の詳細については操作マニュアル（説明会后、県HPに掲載予定）を御参照ください。
なお、社員招待により追加するIDの数に制限はありません。

Q 既にBtoBプラットフォームのアカウントがあります。栃木県との取引開始にあたり、再度の登録が必要ですか。

A 現在お持ちのBtoBプラットフォームIDで御利用いただけます。利用申請の際、御使用のログインIDと同じメールアドレスを御記載ください。

Q 見積書、納品書、請求書等への代表者の押印は必要ですか。

A 見積書、納品書、請求書等への代表者の押印は任意です。

Q 請求書の日付はどのように記載されますか。

A 電子見積・請求サービスで請求書を発行した日が記載されます。差戻を受けて再発行した場合は、再発行した日が記載されます。

6 その他連絡事項

「電子見積・請求サービスの運用等」
についての問い合わせ



栃木県へ

問合せ先	栃木県会計管理課 業務改革担当
TEL	028-623-3008
mail	kaikai-kaikaku2 @pref.tochigi.lg.jp

「電子見積・請求サービス
(BtoBプラットフォーム)の操作方法等」
についての問い合わせ



運営会社へ

問合せ先	(株) インフォマート
BtoBプラットフォームの操作に関する問合せは、別紙 (株) インフォマート説明資料に記載の方法でお願いします。	